

一般社団法人 東京農工大学同窓会 会長及び副会長の職務に関する規程（素案）

（趣旨）

第 1 条 この規程は、一般社団法人東京農工大学同窓会（以下「当法人」という。）定款第 23 条に基づき、その職務に関して必要な事項について定める。

（会長の職務）

第 2 条 会長は、総会の議長を務めるほか以下の職務を行うものとする。

- 一 東京農工大学の入学式及び卒業式への出席
- 二 東京農工大学から依頼される経営協議会の委員及び学長選考会議委員
- 三 その他同窓会を代表して儀礼的な会合等への出席

（副会長の職務）

第 3 条 副会長は、会長の補佐をするとともに、あらかじめ選出された副会長は、会長に事故があるときは下記の職務を行う。

- 一 総会の議長
- 二 東京農工大学の入学式及び卒業式への出席
- 三 その他当法人を代表して儀礼的な会合等への出席

（副会長懇談会）

第 4 条 同窓会の運営に関し提言をするため、年に 1 回副会長懇談会を開催する。

2 副会長懇談会の議長は、会長が勤める。

（規程の改廃）

第 35 条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て総会の承認を得たうえで行うものとする。

附則

この規程は、平成 30 年〇月〇日制定、平成 30 年〇月〇日より施行する。

一般社団法人 東京農工大学同窓会 会長及び副会長の推薦に関する申し合わせ（素案）

（趣旨）

第1条 この規程は、東京農工大学同窓会定款第21条、第22条及び第23条に定める会長及び副会長について、その推薦方法に関して必要な事項について定める。

（会長の推薦）

第2条 理事会は経歴や人格等を考慮して正会員の中から1名を会長候補者として選任し、総会に推薦するものとする。

（副会長の推薦）

第3条 理事会は部会長を副会長として総会に推薦するものとする。

（申し合わせの改廃）

第4条 この申し合わせ規程の改廃は、理事会の議決を経て行い、総会に報告する。

附則

この申し合わせは、平成30年〇月〇日制定、平成30年〇月〇日より施行する。

一般社団法人 東京農工大学同窓会 代議員選出方法に関する規程（素案）

（趣旨）

第1条 この規程は、東京農工大学同窓会定款第7条に定める代議員に関して必要な事項について定める。

（代議員の数）

第2条 代議員は正会員150名～250名に一人の割合で選出するものとする。

（選出方法）

第3条 「農工通信」及び同窓会ホームページで代議員候補者一覧を公表し、「農工通信」送付時に投票用紙を同封して正会員全員による投票を行い、会員総数の過半数の信任を得た者を代議員とする。

2 期日までに投票が無い場合は、信任したものと見なす。

3 代議員候補者の選定については別に定める。

（規程の改廃）

第3条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て総会の承認を得たうえで行うものとする。

附則

この規程は、平成30年〇月〇日制定、平成30年〇月〇日より施行する。

一般社団法人 東京農工大学同窓会 代議員候補者の選定に関する申し合わせ（素案）

（趣旨）

第1条 この申し合わせは、一般社団法人東京農工大学同窓会代議員選出方法に関する規程第3条第3項に定める代議員候補者の選定に関して必要な事項について定める。

（代議員候補者）

第2条 代議員候補者は以下の者とする。

- 一 会長候補者 1名
- 二 副会長候補者（部会で選出された部会長）
- 三 次の基準により所属正会員数に応じ部会から推薦された者
700人に1名の割合で推薦
端数は切り上げて計算
- 四 支部で選出された支部長
- 五 所属正会員数に関係なく各支部から1名の割合で推薦された者
- 六 立候補した正会員 50名以内

2 立候補した正会員の登録方法については別途定める。

（申し合わせの改廃）

第3条 この申し合わせの改廃は、理事会の議決を経て行い、総会に報告する。

附則

この申し合わせは、平成30年〇月〇日制定、平成30年〇月〇日より施行する。

一般社団法人 東京農工大学同窓会 立候補代議員に関する申し合わせ（素案）

（趣旨）

第1条 この規程は、一般社団法人東京農工大学同窓会（以下「当法人」という。）代議員候補者の選定に関する申し合わせ第2条第2項に基づき立候補代議員に関して必要な事項について定める。

（公告）

第2条 会長は、総会開催前年の毎年7月末日までに会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載して、電磁的方法により公告するとともに、8月発行の「農工通信」に同様の内容を広告しなければならない。

2 ただし、臨時総会の開催の場合はその限りではない。

（申請）

第3条 立候補代議員として登録を希望する正会員は、総会開催前年の9月末日までに書面又は電磁的方法により当法人事務局へ申出なくてはならない。

（登録）

第4条 前条により正会員から申出があった場合は、理事会において審議の上、総会構成員候補者として登録するものとする。

2 50人の定員を超える申請があった場合は、抽選等適切な方法により調整するものとする。

3 登録は、申請のあった総会のみ有効とする。

（通知）

第5条 理事長は、前条により登録された正会員に対して総会開催前年の10月末日までに、書面又は電磁的方法により通知しなければならない。

（事務）

第6条 登録等に関する事務は、当法人事務局において処理する。

（申し合わせの改廃）

第7条 この申し合わせの改廃は、理事会の議決を経て行い、総会に報告する。

附則

この申し合わせは、平成30年〇月〇日制定、平成30年〇月〇日より施行する。

一般社団法人 東京農工大学同窓会 理事に関する申し合わせ（素案）

（趣旨）

第1条 この申し合わせは、一般社団法人東京農工大学同窓会定款第21条第1項第1号に定める理事に関して必要な事項について定める。

（理事の推薦）

第2条 理事は、各部会及び支部の代議員以外の会員の中から推薦する。

2 理事の総数は各部会からの推薦を含む25名以内とする。

3 総会直前の理事会で理事候補者を決定し、総会に推薦する。

（申し合わせの改廃）

第3条 この申し合わせの改廃は、理事会の議決を経て行い、総会に報告する。

附則

この申し合わせは、平成30年〇月〇日制定、平成30年〇月〇日より施行する。

東京農工大学同窓会 部会等に関する規程（素案）

（趣旨）

第1条 この規程は、一般社団法人東京農工大学同窓会（以下「当法人」という。）活動の活性化を図るため、部会等の設置及び廃止に関して必要な事項について定める。

（部会の設置）

第2条 当法人活動の活性化を図るため、当法人会員の卒業時の学科又は修了時の専攻（以下「学科等」という。）を単位とした部会（以下「部会」という。）を組織する。

（部会長）

第3条 各部会は部会長1名を選出するものとし、部会長は部会を統括し、部会の活動を推進する。
2 部会長は同窓会の副会長を兼ねるものとする。

（部会長会）

第4条 部会長会を1年に1回開催する。
2 部会長会は当法人総会で選出された会長（以下「会長」という。）及び各部会で選出された部会長をもって構成する。

（部会長会の議長）

第5条 部会長会の議長は、会長が行う。

（部会長会の運営）

第6条 部会長会は、構成員の過半数の出席が無ければ開会することが出来ない。
2 部会長会における議決事項は、開催日の1週間前までに通知する。
3 表決は次の通りとする。
一 出席した構成員の議決権の過半数を持って決し、可否同数の場合は議長の決するところによるものとする。
二 議決権は、1人1票とし、その議決権は平等なものとする。
三 やむを得ない理由によって総会に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の出席役員、代議員又は支部長を代理人として表決を委任することができる。
四 前号の規定により表決した役員、代議員及び支部長は、前項の規定の適用については出席したものとみなす。

（部会総会）

第7条 各部会は部会総会を原則1年に1回開催する。

（部会の改廃）

第8条 部会は、原則として学科等の再編統合に合わせて改廃するものとする。
2 前項は、部会長会の承認を必要とする。

（同好部会）

第9条 部会とは別に、活動内容の類似した会員集団、又は、同好の会員集団からなる部会（以下「同好部会」という。）を置くことができる。
2 前項の同好部会の設置に関して必要な事項は、別に定め、部会長総会で審議をし、承認された同好部会については総会で報告する。

（同好部会長）

第10条 同好部会は同好部会長1名を選出するものとし、同好部会長は同好部会を統括し、同好部会の活動を推進する。

(事務)

第 11 条 部会及び同好部会に関する事務は、当法人事務局に依頼する。

(規程の改廃)

第 12 条 この規程の改廃は、部会長総会の議決を経て行うものとする。

附則

この規程は、平成 30 年〇月〇日制定、平成 30 年〇月〇日より施行する。

東京農工大学同窓会 支部に関する規程（素案）

（趣旨）

第1条 この規程は、同一地域に在住する一般社団法人東京農工大学同窓会（以下「当法人」という。）会員の活動の活性化のため、支部の設置及び改廃について要な事項について定める。

（部会の設置）

第2条 当法人活動の活性化を図るため、当法人会員の都道府県を単位とした支部を置く。なお、現存する職域集団の支部については、従前の取り扱いとする。

（支部長）

第3条 各支部は支部長1名を選出するものとし、支部長は支部会を統括し、支部会の活動を推進する。

（支部長会）

第4条 支部長会を1年に1回開催する。

2 支部長会は当法人総会で選出された会長（以下「会長」という。）及び各支部で選出された支部長をもって構成する。

（支部長会の議長）

第5条 支部長会の議長は、会長が行う。

（支部長会の運営）

第6条 支部長会は、構成員の過半数の出席が無ければ開会することが出来ない。

2 支部長会における議決事項は、開催日の1週間前までに通知する。

3 表決は次の通りとする。

一 出席した構成員の議決権の過半数を持って決し、可否同数の場合は議長の決するところによるものとする。

二 議決権は、1人1票とし、その議決権は平等なものとする。

三 やむを得ない理由によって総会に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の出席役員、代議員又は支部長を代理人として表決を委任することができる。

四 前号の規定により表決した役員、代議員及び支部長は、前項の規定の適用については出席したものとみなす。

（支部総会）

第7条 各支部は支部総会を原則1年に1回開催する。

（海外支部）

第6条 日本国内の支部会とは別に、海外に支部を置くことができる。

2 前項の海外支部の設置に関して必要な事項は、支部長会の議を経て別に定める。

（事務）

第8条 支部に関する事務は、当法人事務局に依頼する。

（規程の改廃）

第9条 この規程の改廃は、支部長会の議決を経て行うものとする。

附則

この規程は、平成30年〇月〇日制定、平成30年〇月〇日より施行する。

一般社団法人 東京農工大学同窓会運営補助に関する規程（素案）

（趣旨）

第1条 この規程は、一般社団法人東京農工大学同窓会（以下「当法人」という。）の運営補助に関して必要な事項について定める。

（運営補助）

第2条 部会、支部及び同好部会からの申請に基づいて、別表1-1及び1-2に定めた部会・支部及び同好部会活動費を運営補助として交付する。

ただし、同好部会の部会活動費は、各部会に一律2万円の基本金額を運営補助として交付するが、会員数に応じた会員数金額は運営補助として交付しない。

2 交付を受けた部会、支部及び同好部会は、年度末までに実施報告書により活動状況を報告するものとする。

（部会長会及び支部長会補助）

第3条 部会長会及び支部長会を開催する場合、会長からの申請に基づいて、理事会が認めた金額を運営補助として交付する。

2 前項の開催に当たって、理事長及び副理事長は当該会議に出席するものとする。

（総会補助）

第4条 各部会及び各支部が総会を開催する場合、部会及び支部からの申請に基づいて、別表1-3に定めた金額を運営補助として交付する。

2 前項の開催に当たって、部会及び支部からの申請に基づいて理事又はこれに代わる者を派遣する。

（その他の補助）

第5条 部会及び支部が講演会等を開催するに当たって、会員外の者（他部会・他支部の会員を含む）が講演する場合、部会及び支部からの申請に基づいて、別表1-3に定めた金額を補助する。

（事務）

第6条 運営補助に関する事務は、当法人事務局において処理する。

（規程の改廃）

第7条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て総会の承認を得たうえで行うものとする。

附則

この規程は、平成30年〇月〇日制定、平成30年〇月〇日より施行する。

(第2条関係)別表1-1

部会活動費は、各部会一律5万円の基本金額と次の通り、会員数に応じた会員数金額を加えた金額とする

会員数金額

1～1,799人	10,000円
1,800～2,999人	30,000円
3,000人以上	50,000円

(第2条関係)別表1-2

支部活動費は、各支部一律4万円の基本金額と次の通り、会員数に応じた会員数金額を加えた金額とする。

会員数金額

1～499人	10,000円
500～999人	20,000円
1,000～2,999人	30,000円
3,000人以上	50,000円

(第4条・第5条関係) 別表1-3

補助金項目	金額
部会・支部総会運営補助金	30,000円
理事派遣による総会祝金	20,000円
部会・支部総会講演会等謝金補助金(交通費含む) ※会員ではない者が講演する場合の講演者には、他部会の会員及び他支部の会員も含むものとする。講演会等終了後は、実施報告書(講演者氏名, 所属, 講演題目, 日時, 参加人数など)を速やかに提出するものとする。	30,000円